

事務連絡
令和3年1月6日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター所長 殿



三重労働局労働基準部
健康安全課長

有害な業務における歯科医師による健康診断等の実施の徹底について

平素は、労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

塩酸、硝酸等の歯又はその支持組織に有害な物のガス等を発散する場所における業務に常時従事する労働者については、これらのガス等に長期間ばく露されることにより歯の欠損等を起こす場合があることから、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。）第48条において歯科医師による健康診断（以下「歯科健診」という。）の実施を事業者に義務づけているところです。

令和元年度に、厚生労働省において一部地域の事業場を対象として歯科健診の実施状況について自主点検を行ったところ、別添のとおり酸等の取り扱い業務のある事業場のうち歯科健診を実施したと回答した事業場は31.5%にとどまり、このうち常時50人以上の労働者を使用する事業場において歯科健診を実施したと回答した事業場の割合が55.6%、常時50人未満の労働者を使用する事業場（小規模事業場）では22.5%と特に低い傾向が見られました。また、化学工業、窯業・土石製品製造業、非金属製品製造業において酸等の取扱い業務があると回答した事業場の割合が高い傾向が見られました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下団体、会員、事業場等に対して、歯科健診及びその結果に基づく事後措置並びに歯科健診の結果報告が適切に実施されるよう周知いただきますようお願いいたします。

なお、歯科健診に係るリーフレットを同封いたしましたので、周知にご活用ください。